

検査又は調査の結果(令和3年度)

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
6月9日～10日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	なし 適	
6月10日～11日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
6月10日～11日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
6月15日～16日	遺忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱山道路の転落防止措置を改善するよう指導した。 2. 散水装置が故障し、粉じんの飛散が認められたため、改善するよう指導した。 3. 接地抵抗値が基準を超えているため、改善するよう指導した。 4. 保安統括者代理者、保安管理者、保安管理者代理者及び鉱害防止(粉じん)作業監督者が変更されているので、選任届及び解任届を提出するよう指導した。 5. 自動車及び車両系鉱山機械の年次点検記録は、保安規程で定めた期間保存するよう指導した。
6月16日～17日	白竜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 接地抵抗値が基準を超えている他、絶縁不良箇所もあることから、改善するよう指導した。 2. ファンモーターのベルト部の裏カバーがないため、巻き込まれ防止措置を講ずるよう指導した。
6月21日～22日	八橋	石油	稼行	鉱山保安法第41条第2項に基づく報告による、鉱害特別検査を行った。	不適	発生した事象について、発生原因を究明し、再発防止対策を講ずるよう指導した。
6月22日～23日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 作業監督者の退職に伴い、選任届を提出するよう指導した。 2. 巡視路に手すり設置と、設置するまでの間の周知及び応急措置を講ずるよう指導した。 3. フィルタープレスの脱水ケーキは、適正な場所に集積するよう指導した。 4. ベルトコンベア部のカバー設置と、設置するまでの間の周知及び応急措置を講ずるよう指導した。 5. 絶縁抵抗値が基準値を下回っているため、改善するよう指導した。 6. 車両系鉱山機械の月次点検を実施するよう指導した。 7. 巡視点検が保安規程どおり実施されていないので、改善するよう指導した。
6月23日～24日	八釜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	1. 排水水の基準超過が認められた場合には、速やかに当支部に報告し、基準超過の状況を解消するよう指導した。 2. 沈殿池下部の暗渠内に漏水が認められ、沈殿池に影響を及ぼす恐れがあるため定期的に監視するよう指導した。
6月23日～24日	八釜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
6月30日～7月2日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	坑内水について排出基準を超過しているため、基準に適合させるよう指導した。
7月12日～14日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
7月12日～14日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	なし
7月14日～15日	新浪板	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 集積場の届出について指導した。 2. 車両系鉱山機械の昇降ステップが変形しているため、改善するよう指導した。 3. 保安規程に基づき消火設備を点検し、その結果を記録するよう指導した。 4. 人を運搬する自動車の月次点検及び年次点検を実施するよう指導した。 5. 火薬類受渡場所の設置場所を示す標識及び火気厳禁の標識を設置するよう指導した。
7月19日～21日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	不適	1. 壁が沈殿池内に倒れてきていることから、補修を行うよう指導した。 2. 灌漑水路への浸透水の有無及び水質状況を引き続き調査し、必要に応じ対策を検討するよう指導した。 3. 河床からの湧水について引き続き調査を行うよう指導した。
7月19日～21日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. かん止堤の立木について、立木によるかん止堤の崩壊防止のために伐採するよう指導した。 2. 鉱業廃棄物について、速やかに処分するとともに、同敷地内に他の鉱業廃棄物等を確認し、処分するよう指導した。 3. 集積場の水路の位置及び構造等の変更に係る工事計画届を提出するよう指導した。
7月20日～21日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	ダンプトラックの昇降ステップがなくなっているため、改善するよう指導した。
7月27日	岩手	石炭	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	適	なし
7月28日	野田玉川	マンガン	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休止鉱山が適正に維持管理されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 休止鉱山実施計画書に基づき、危害防止対策工事を実施するよう指導した。 2. 排水水の基準超過が認められるため、早急に水処理を行うよう指導した。
7月28日	佐井	銅	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第2項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	適	なし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
8月3日～4日	厳美石灰石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ベルトコンベアの駆動用ベルト部の保護カバーを設置するよう指導した。 2. 固定はしごに安全を確保する措置を講ずるよう指導した。
10月5日～6日	田子倉	鉛・亜鉛	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	不適	坑口閉そく工事実施計画書を提出し、危害防止対策工事を実施するよう指導した。
10月19日～20日	野田玉川	マンガン	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休止鉱山が適正に維持管理されているかについて立入検査を行った。	不適	排水水の基準超過が認められるため、早急に水処理を行うよう指導した。
10月20日	釜石	鉄	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
10月21日	東鉄松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
10月21日～22日	花輪	銅	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項に基づき、鉱害防止業務の実施状況等について立入検査を行った。	適	なし
10月28日～29日	大富	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. ダンプトラックの定期検査を実施するよう指導した。 2. ダンプトラックの始業前点検を保安規程どおり実施するよう指導した。 3. ダンプトラックの尾灯を修繕するよう指導した。 4. 現況調査を実施して作業手順書全般の見直しを行うよう指導した。
11月10日～11日	申川	石油	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 巡視・巡回及び点検並びに検査について、現況調査を行い、内容の見直しを行うよう指導した。 2. 圧力計の校正頻度について、現況調査を行い、見直しを行うよう指導した。
11月11日～12日	八橋	石油	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	なし
11月11日～12日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
11月17日～19日	東石豊川	石油	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 休止坑井については、計画を立てて速やかに廃坑措置を行うよう指導した。 2. 油等を回収し保管しているドラム缶について、計画を立て早急に処分するよう指導した。 3. 位置が不明な休止坑井については、坑井位置を確認し巡回するよう指導した。 4. 車両系鉱山機械の定期点検を実施するよう指導した。 5. 機器の点検項目、頻度を明確に定めて点検をするよう指導した。 6. 鉱業廃棄物の処理施設の鉱害防止に関する作業監督者を選任するよう指導した。 7. 回転体周辺のカバー等、安全を確保する措置を指導した。 8. ガス漏れが確認された坑井は、立入禁止措置とし、原因を究明してガス漏れ防止措置を講ずるよう指導した。 9. パイプラインにおいて、ガスが漏洩していることから、改善するよう指導した。
11月15日～16日	万太郎	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 固定はしごに安全を確保する措置を講ずるよう指導した。 2. 保安係員の職務を明確にするよう指導した。 3. 呼吸用保護具の顔面への密着性の確認について、保安規程に規定するよう指導した。 4. 粉じん濃度の測定結果等について、鉱山労働者に対して掲示・周知するよう指導した。 5. 保安教育の実施状況を確認するよう指導した。 6. 保安規程に受変電設備の巡視及び点検項目を追加するよう指導した。 7. 電気の作業監督者の選任状況を確認するよう指導した。
11月15日	万太郎	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	なし
11月15日～16日	中森	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安係員の職務を明確にするよう指導した。 2. 呼吸用保護具の顔面への密着性の確認について、保安規程に規定するよう指導した。 3. 保安教育の実施状況を確認するよう指導した。 4. 鉱山道路に転落防止措置を講ずるよう指導した。
11月18日～19日	滝沢	けい石	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	発生した災害について、現況調査、原因究明及び再発防止対策を講ずるよう指導した。
11月24日～25日	厳美石灰石	石灰石	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	火災について、原因究明及び再発防止対策を講ずるよう指導した。
11月24日～26日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
11月24日～26日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	なし
12月2日～3日	鳥海	石油	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 新規鉱山労働者の教育記録を作成するよう指導した。 2. 防災訓練を実施するよう指導した。 3. 保安日誌に点検結果を記録するよう指導した。
12月2日～3日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか立入検査を行った。	適	なし
12月2日～3日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 発生した不働災害について、現況調査を行い、その結果に基づく保安措置を講ずるよう指導した。 2. 集積場について、形状変更及び工事計画の未届けが認められたため、現況を調査するとともに、早急に保安確保のための応急措置の実施、工事計画を届出るよう指導した。
3月23日～24日	三共常業	石灰石	稼行	鉱山保安法第41条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	火災について、原因究明及び再発防止対策を講ずるよう指導した。

注1：操業状態の区分は、次のとおり。

稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
 休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
 廃止：鉱業法に基づき鉱業権が消滅したもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。

不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
 適：「不適」以外の検査等の結果。